計画作成年度	令和5年度
計画主体	益田市

益田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業経済部 農林水産課所 在 地 島根県益田市常盤町1番1号電 話番号 0856-31-0313 FAX番号 0856-24-0452 メールアドレス noshin@city.masuda.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、アナ グマ、タヌキ、イタチ、テン、アライグマ、ヌートリア、 カラス類、キジバト、カワウ、サギ類
計画期間	令和5年度~令和7年度
対象地域	島根県益田市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害について

(1)被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稲	3, 953. 6千円 6. 928ha	
	飼料作物	30.2千円 0.085ha	
	野菜	_	
ニホンザル	水稲	19千円 0.045ha	
ニホンジカ	造林木 野菜	_	
中型動物(ヌートリア等)	果樹 野菜 水稲	_	
カラス類	果樹	_	
キジバト	畜産 家庭生ゴミ	_	
カワウ	アユ、ヤマメ、その他漁	_	
サギ類	業権魚種	_	
合計		4, 002. 8千円 7. 058ha	

(2)被害の傾向

[イノシシ]

市内全域に出没し、水稲、野菜類の播種期~収穫期を中心に被害が発生(作物被害の7割を占める)しているが、近年は春先からの出没報告が増加している。また、畑や畦畔、法面などの地面を掘り返す被害がある。また、その他、家庭菜園においても被害が発生している。

被害金額については増加傾向にあり、近年の市街地への出没や目撃報告の増加にも繋がっていると推測される。

〇対策方針

有害鳥獣地区捕獲班による数の調整捕獲及び有害捕獲を実施し、併せて、実 施隊による有害捕獲を実施する。

また、市独自及び国の補助金制度を活用したワイヤーメッシュ柵等の侵入防 止柵による防除についても継続して実施する。

「ニホンザル〕

主に、高津・豊田・高城・中西・二条・小野地区及び匹見川沿い(匹見町紙

祖から長沢町)に複数の群れが生息しており、年間を通じて果樹・野菜や家庭 菜園に被害が発生しているが、被害額の把握には至っていない。

また、市街地近隣にも、群れやはなれザルが出没し、人的被害の発生も懸念される。

〇対策方針

有害鳥獣地区捕獲班の猟銃所持者による有害捕獲を中核として実施しつつ、 大型捕獲檻による群れ単位での捕獲を試験的に実施する。

また、捕獲個体に発信機を装着させ、群れの行動・出没パターンなどを把握し、その情報を捕獲活動に活用、地域にフィードバックすることにより、地域 住民による自己防除を推進する。

[ニホンジカ]

主たる生息域としては、捕獲及び目撃情報等から、西中国山地及び山口県境 近縁の地域となっている。農作物及び新植苗等への被害は軽微なものにとどま っているものの、捕獲・目撃件数の増加から市内への侵入は進行していると推 測される。

平成28年度以降、狩猟・有害捕獲による捕獲が確認されるようになったことから、今後は生息域の拡大に伴う農作物及び新植苗への被害や人的被害の発生も懸念される。

〇対策方針

現時点では、生息数が少数であることもあり、捕獲はくくり罠への錯誤捕獲のみとなっている。このため、侵入初期段階での侵入防止を目標として、目撃 情報の蓄積や先進地からの情報及び対策技術の収集に努める。

[ツキノワグマ]

山間部を中心に、西中国地域ツキノワグマ個体群の生息が確認されており、島根県による「第二種特定鳥獣(ツキノワグマ)管理計画」によると、生息域面積:8,200km²、推定生息個体数:中央値1,307頭とされている。生息個体数は横ばいであるが、その生息域が西中国山地から周辺部に広がっている可能性がある。

民家周辺の蜜胴及び柿、栗などの果樹を中心に、夏季から秋季にかけて被害が発生しているが、被害額の把握には至っていない。近年、山間部のみならず、 住宅地の周辺においての目撃、捕獲の実績もある。

当市だけでなく、近隣市町においても人身事故の事例があり、地域住民の精神的被害も懸念され、その対応に苦慮しているところである

〇対策方針

ツキノワグマについては、島根県の策定する第二種特定鳥獣管理計画及びツ

キノワグマ管理活動指針に基づき対応する。

錯誤捕獲や住宅地付近への出没時の対応においては、上記管理計画に定める「ゾーニング管理」に基づき、島根県と連携を強化し、関係者間で対策の共通 認識の基で各ゾーンにおける個体群の適切な保護管理を推進する。

また、地域住民に対する注意喚起及び放置果樹の撤去などの集落環境の整備など、地域単位での対策法の普及に努める。

[アナグマ・タヌキ・イタチ・テン]

市内全域で生息が確認されており、その被害も野菜・果樹を中心とする農作物被害から、住居侵入、餌の捕食目的による住宅の壁際などの掘り起こし被害が年間を通じて発生している。これらを原因とする目撃情報や対策依頼は増加傾向にある。

〇対策方針

有害鳥獣地区捕獲班による有害捕獲を実施し、また、実施隊による有害捕獲を併せて実施する。

[アライグマ]

平成17年の初捕獲以来、市西部地域において生息が確認されていたが、近年は、市東部地域でも生息が確認されるようになり、その生息域は拡大傾向にある。捕獲数についても年ごとに増減はあるが、総じて増加傾向にある。

高津川水系を中心に爆発的に生息域を拡大しつつあり、隣接する津和野町、 浜田市への拡大も確認されている。

果樹園や畑、畜舎において、繁殖及び活動活発期(春〜秋)を中心に被害が 発生しており、住居や神社の屋根裏等への侵入、糞尿被害も確認されている。

〇対策方針

有害鳥獣地区捕獲班による有害捕獲を通年で実施し、実施隊による有害捕獲 を併せて実施する。

また、狩猟免許を所持していない地域住民向けに「特定外来生物防除講習会」 を開催する。対策法や効率的な捕獲法の普及を行うことで、防除従事者を育成 し、地域住民による捕獲等を拡大する。

[ヌートリア]

市内を流れる益田川、高津川水系を中心に生息が確認されており、水稲の出 穂期及び冬期の葉物野菜類を中心に被害が発生している。

匹見地域においても捕獲されたことから、生息域は確実に広がっており、他 市の状況から推察すると、今後さらなる生息域の拡大や生息数の増加が懸念され、水稲への被害増加も予測される。

〇対策方針

有害鳥獣地区捕獲班による有害捕獲を通年で実施し、実施隊による有害捕獲を併せて実施する。

また、狩猟免許を所持していない地域住民向けに「特定外来生物防除講習会」 を開催する。対策法や効率的な捕獲法の普及を行うことで、防除従事者を育成 し、地域住民による捕獲等を拡大する。

[カラス類・キジバト]

畜産の餌を横取りする被害や、生ゴミをあさる被害(公衆衛生被害)が主であるが、野菜類への被害も年間を通じて報告されている。市内全域に生息するが、大規模な畜舎周辺に多く生息していると思われる。被害額の算定については困難であり、生息羽数については横ばい程度と考えられる。

〇対策方針

現行、有効な対策がなく、有害鳥獣地区捕獲班の猟銃所持者による有害捕獲が小規模ながら実施されている。今後、煙火による追払い及び黒色テグスによる防除等や大型捕獲艦による捕獲等の新たな対策手段を検討する。

[カワウ・サギ類]

高津川におけるアユの被害が主体であり、特に繁殖期(10月から11月上旬)の捕食被害が甚大である。また、被害は河口付近のみならず匹見川など上流にも及んでおり、高津川漁業協同組合では、年間被害額を7千万円程度と試算している。

生息数については、島根県による「令和3年度カワウ生息調査業務報告書」 によれば、155羽(非繁殖期)とされている。

〇対策方針

現在のカワウ・サギ類対策としては、高津川漁業協同組合により、鳥獣被害防止総合対策交付金などを活用したカワウ追払い事業が実施されている所である。捕獲については、有害鳥獣地区捕獲班の猟銃所持者による有害捕獲が小規模に実施されているにとどまっており、今後、有効な対策技術などについて情報収集を実施する。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
被害金額	4,003千円	3,202千円
被害面積	7. 06ha	5. 65ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	〇捕獲体制の整備	・高齢化や銃刀法の改正に伴い担
に関す	捕獲業務委託、捕獲奨励金	い手が減少しており、捕獲班員へ
る取組	を交付するなど、捕獲班の育	の負担が増大しているため、新規
	成に努めている。	狩猟免許取得者の育成、猟銃取得
		者の増加及び技能の継承が必要で
		ある。
	〇捕獲機材の導入	・補助事業の継続的な実施と、捕
	捕獲機材の導入に対し補助	獲圧の維持向上が必要となる。
	を行い、捕獲圧を高める政策	
	を講じている。	
	〇処理方法	・捕獲頭数の増加や捕獲鳥獣種類
	解体後、土中埋設すること	の変遷に伴い、処理方法や処理後
	が主体である。	の処置についての検討が必要であ
		る。
防護柵	〇防除体制の整備	・侵入防止柵において、草の繁茂
の設置	侵入防止柵(電気柵・防護柵	や通電が不十分な電気柵等、不適
等に関	など)の設置について、資材費	切な管理状況が見受けられること
する取	の補助及び管理徹底について	から、適切かつ安全な設置法のさ
組	も可能な限り指導を行ってい	らなる普及が必要である。
	る。	また、高齢化により侵入防止柵
		設置に係る労務が担えなくなりつ
	0 44 44 -m 14 0 44 44	つある。
	〇集落環境の整備	
	放置果樹の除去(伐採、摘果)	
	の指導を行っている。	

(5) 今後の取組方針

- ・地域が一体となって、侵入防止柵の有効的な設置や、誘因物除去、緩衝帯を 設置するなど複合的な対策の実施。
- ・煙火による追払い技術の普及。
- ・被害発生箇所に有害鳥獣地区捕獲班による有害捕獲を実施し、被害箇所によっては実施隊による有害捕獲を併せて実施する

地域における持続可能な獣害対策体系の確立を目指す。

- ・野生動物の餌となる生ゴミや農作物の収穫残渣、放置果樹などの適正な管理 の指導。
- 狩猟免許及び銃砲所持許可取得の推進。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

有害捕獲及び数の調整捕獲の実施を目的として、島根県猟友会益田支部及 び美都狩猟倶楽部所属の猟師らを構成員とする、有害鳥獣地区捕獲班を編成 する。

令和4年度時点で、地区捕獲班17班、構成人数186名となっている。 市街地や民家付近に出没する野生動物の対策として、速やかに対応するべく、平成27年度に益田市鳥獣被害対策実施隊を設置した。現在、この実施 隊は行政職員でのみ構成されているが、今後必要に応じ、民間隊員(有識者など)の配備を行う。

なお、実施隊は、特定外来生物の捕獲、住居侵入被害対策、農作物被害に対する防除方法の指導及び防護柵の設置指導や被害状況の現地確認などを中心に実施することにより、従来の有害鳥獣地区捕獲班との棲み分けを行い、両者で連携した捕獲体制を構築する。

近年、市内での目撃・捕獲が増加傾向にあるニホンジカについては、十分な捕獲体制が確立されていないところではあるが、これらに対しては実施隊と地区捕獲班とが連携した捕獲体制の構築を図る。

特定外来生物(アライグマ及びヌートリア)については、農作物被害防止のため、「特定外来生物防除講習会」を年数回程度開催し、講習会を受講した地域住民を防除従事者とすることにより、特定外来生物の捕獲による防除体制の推進を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度 対象鳥獣 取組内容	(2) (0	ノ心冊後に 月9	でいる 小立
・捕獲班における捕獲機材整備助成 イノシシニホンザルニホンジカ中型動物 アライグマスートリアカラス類 キジバトカワウ カワウサギ類 ・経験豊富な狩猟者と連携し、新規狩猟者への技術継	年度	対象鳥獣	取組内容
	R 5 年度 ~	イニホーマヌカキカシザジ物イトスバウルカーマア	 貸出用の中型動物用箱わな等の整備 ・捕獲班における捕獲機材整備助成 ・狩猟免許取得促進のために事前講習会の開催 ・猟銃所持許可取得促進のための費用助成 ・鳥獣被害対策実施隊と、有害鳥獣地区捕獲班での棲み分けによる対策を行う。 ・実施隊により、遠隔捕獲通知システムなどのICT技術の導入・運用を実施し、地区捕獲班への普及を図る。 ・特定外来生物の農業従事者による自衛捕獲体制の整備を推進する。 ・経験豊富な狩猟者と連携し、新規狩猟者への技術継

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

(イノシシ)

生息頭数については増加傾向にある。また、捕獲頭数については、山中における堅果類、タケノコ、果実類の豊凶に大きく左右される傾向にある。 捕獲頭数としては、過去3年間のイノシシの平均捕獲頭数である100 8頭を捕獲目標として設定する。

(※豚熱感染拡大の影響により、捕獲頭数の減少が想定される。)

(ニホンザル)

近年、大型捕獲檻の試験的運用、追跡用発信機による出没ルートの把握が可能となったことから、捕獲活動が活発となってきている。

近年の捕獲実績から35頭を捕獲目標として設定する。従来の集落が一体となって行う防護柵設置や追い払い等も引き続き実施する。

(ニホンジカ)

隣接県からの侵入初期段階であり、定着前の早期の対策を要する。推測 される生息密度及び近年の捕獲実績から5頭を捕獲目標として設定する。

(ツキノワグマ)

「第二種特定鳥獣(ツキノワグマ)管理計画」の趣旨に則り、原則捕獲等 は実施しない。

(中型動物)

防護柵設置等を主な対策とするが、近年は農作物被害に加え、住宅侵入 及び庭園等を掘り返す被害が増加している。

過去3年間の平均捕獲実績から365頭を捕獲目標として設定する。

(アライグマ及びヌートリア)

市内からの完全撲滅を目指し、全頭捕獲を目標とする。

(鳥類)

威嚇や追い払いによる対策が中心となり、その補完的な対策として捕獲 を実施する為、目標数字の設定は行わない。

(4) 対象鳥獣の捕獲計画数

上1.在 白 ※1	捕獲計画数		
対象鳥獣	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	1008	1008	1008
ニホンザル	3 5	3 5	3 5
ニホンジカ	5	5	5
中型動物	3 6 5	3 6 5	3 6 5

~ 参考 ~ 鳥獣の捕獲頭数(過去3年)

<i>y</i> · <i>y</i>			
	捕獲頭数		
対象鳥獣	令和元年度	令和2年度	令和3年度
イノシシ	600	1353	1073
ニホンザル	5 3	2 2	2 4
中型動物	2 2 5	500	3 7 0
アライグマ	1 5 6	1 4 4	117

※有害鳥獣地区捕獲班による捕獲頭数

(5) 対象鳥獣の捕獲等の取組内容

捕獲等の取組内容

- ・イノシシ:水稲、野菜類の播種期~収穫期を中心とした、圃場周辺から里山部での銃、箱わな及びくくり罠による捕獲。
- ・ニホンザル:収穫期(春~秋)を中心とした、銃及び箱わなによる捕獲。
- ・ニホンジカ:収穫期(春~秋)を中心とした、銃及びくくり罠による捕獲。
- ・中型動物・アライグマ:繁殖及び活動活発期(春〜秋)を中心とした、中型動物用箱わなによる捕獲。
- ・ヌートリア: 出穂期及び冬期を中心とした、中型動物用箱わなによる捕獲。
- ・カラス類、キジバト:銃による捕獲(時期は不特定)。
- ・カワウ、サギ類:アユの産卵期を中心とした銃による捕獲。
- 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項 (1)侵入防止柵の整備計画

市独自及び国の補助金制度を活用した侵入防止柵の普及を促進する。

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気柵・防護柵 L=10,000m 場所:市内全域	電気柵・防護柵 L=10,000m 場所:市内全域	電気柵・防護柵 L=10,000m 場所:市内全域

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 5 年度 ~	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ 中型動物	・地域が一体となって、有害鳥獣対策を行う体制 づくりを目指し、侵入防止柵(電気柵・防護柵 など)の有効的な設置や管理などが実施出来る よう、要望に応じて研修会を実施する。
R7年度	アライグマ ヌートリア 鳥類	・野生動物の追払いに関し、動物追払い用煙火資 格者の育成と支援を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R 5 年度 ~ R 7 年度	イノシシ ニホンジル ニホンジカ ツキノワグマ 中型動物 アライグア ヌート	・誘因物除去(放置果樹、農作物の残渣など) や緩衝帯の整備など、地域ぐるみでの「農作物 被害にあいにくい環境づくり」を目指し、地域 の特色や出没する野生生物の種類に応じた研修 会を実施する。
	鳥類	テグス等の設置による飛来防止。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
島根県西部農林水産振興セン ター益田事務所	有害鳥獣の情報提供・助言
益田警察署	住民の安全確保
各地区有害鳥獣捕獲班	有害鳥獣捕獲活動の実施・情報提供
益田市	住民へ周知・安全確保、関係機関への連絡

※上記関係機関により対処方法を協議・決定する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民 → 益田警察署 → 益田市役所 → 関係機関(島根県西部農林水産振興センター益田事務所・各地区有害鳥獣捕獲班)

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

(イノシシ・ニホンジカなど)

環境に配慮し、埋設及び焼却処分を基本とする。ただし、地域の有効な資源として有効活用の推進を図る。

(中型動物・アライグマ・ヌートリア)

炭酸ガスを用いた安楽死処分を適正に行い、その後埋設及び焼却処分とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項 (1) ジビエ利活用について

現在、捕獲した野生鳥獣肉(ジビエ)については捕獲者の自家利用が中心となっているが、今後、食肉処理の手法、加工処理施設の必要性や運営方法、販売、消費及び流通といった各段階に渡る調査研究を実施し、地域資源としての有効活用を推進する。

しかしながら、令和4年度の市内全域にわたる豚熱感染区域の設定により 食肉利用が制限されるようになったため、「豚熱感染確認区域におけるジビ エ利用の手引き」を遵守した利活用を目指す。

また、「野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドライン」の市内食肉業者への普及、豚熱感染対策として「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」による消毒等の防疫措置の周知及びHACCPや国産ジビエ認証制度等の食肉利用に関しての情報収集及び発信を行う。

(2) 捕獲個体のジビエ利活用に向けた目標数値

[イノシシ]

目標頭数:120頭

(※豚熱感染区域の設定により食肉利用に制限があるため、利活用頭数の 減少が見込まれる。)

[ニホンジカ]

今計画期間においては目標数を設定しない。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	益田市鳥獸被害対策協議会
構成機関の名称	役割
益田市	事務局・実施隊
益田市有害鳥獣捕獲班連絡協議会	専門的見地からの助言及び有
	害・数の調整捕獲の実施
島根県農業共済組合	農作物被害状況調査

島根県農業協同組合 西いわみ地区本部	農作物被害状況調査
高津川森林組合	森林資源被害状況調査
高津川漁業協同組合	水産資源被害状況調査
島根県鳥獣保護管理員	被害状況調査
株式会社タケダPDC(タケダ猪精肉店)	ジビエ利活用

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
島根県西部農林水産振興センター 益田事務所	被害防止対策技術指導
島根県中山間地域研究センター	被害防止対策技術指導

(3) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有害鳥獣の被害対策には、有害捕獲班員や農業者等の直接的な被害者だけでなく、地域住民の協力が不可欠であるので、協議会のメンバーを中心に、有害鳥獣の生態や効果的な対策手段等の情報発信を継続的かつ積極的に行う。このことが、被害防止施策において必要不可欠なものとして認識する。また、平成29年度より有害鳥獣対策専門員(会計年度任用職員)を配置し、防除活動を行うとともに、講習会の実施及び地域住民への指導等を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し、必要な事項

本計画の対象鳥獣以外の野生動物により被害が発生した場合、この防止計画に準じ、速やかに捕獲や被害防止対策等を講じることとする。